



自治体破綻の財政学：米国デトロイトの経験と日本への教訓

著者	犬丸 淳
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028228

氏名	犬丸 淳
学位の専攻分野の名称	博士（経済学）
学位記番号	乙経第47号（文部科学省への報告番号乙第387号）
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位授与年月日	2018年6月13日
学位論文題目	自治体破綻の財政学 —米国デトロイトの経験と日本への教訓—
論文審査委員	（主査）教授 小西 砂千夫 （副査）教授 前田 高志 教授 上村 敏之 関口 智（立教大学経済学部教授）

論文内容の要旨

本論文の問題意識と先行研究との関係

米国では、2008年以降、比較的大規模な地方自治体の財政破綻が相次ぎ、2013年7月にはミシガン州デトロイト市が連邦破産法第9章に基づく破産申請を行った。同市の負債規模は180億ドルを超え、米国史上最大の地方自治体の破産となったが、1年5か月の破産手続きにより、70億ドル以上の債務が削減され、財政再建の道筋がつけられた。

一方、わが国では、地方自治体の破産、すなわち債務調整を認める法制度は存在しないが、2003年から2007年頃には、米国の連邦破産法第9章を参考とした債務調整導入論がさかんに議論された。もっともその時点では米国における地方自治体の債務調整事例が蓄積されておらず、それらは少なくとも米国の制度運営の実態を踏まえた議論ではない。

本論文では、デトロイト市を中心に、同市を含む2008年以降の5つの自治体の財政破綻自治体の財政破綻（破産）の事例研究を行い、米国における地方自治体の財政破綻の背景と再建プロセスとしての自治体破産手続きの実態を包括的かつ体系的に明らかにしている。そのうえで、日米の自治体の財政破綻自治体の財政破綻をめぐる先行研究と本論文が行った5つの事例研究を踏まえ、夕張市とデトロイト市の再建手続きや日米の自治体財政再建制度を比較し、わが国の先行研究が主張してきた債務調整導入論の是非を検証して、わが国が米国の地方自治体の財政破綻の経験から学ぶべき教訓が導き出されている。

次に、先行研究との関係は、以下のとおりである。米国の自治体の財政破綻自治体の財政破綻事例に関する国内の先行研究には、ニューヨーク市やオレンジ・カウンティなど、2008年のグレート・リセッション発生前の事例を取り上げた例が数多くあり、同年以降の事例については、デトロイト市の事例を中心にいくつかの紹介例がある。それに対し、本論文では、デトロイト市に加え、先行研究ではカバーされていない同年以降の4つの事例（バレホ市、ストックトン市、セントラルフォールズ市、ジェファーソン・カウンティ）を研究するとともに、これら4事例とデトロイト市の事例を比較し、同市の財政破綻の背景にある特異性と再建プロセスの特徴が明らかにされている。国内の先行研究では、米国の連邦破産法第9章等を取り上げ、制度解説や学説の整理を行ったものもあるが、本論文では、それに加えて、デトロイト市をはじめとする5つの事例における制度運用の実態と問題点などが示されている。わが国の地方自治体の財政破綻に関する先

行研究では、地方自治体の破綻法制の制定（地方自治体への債務調整導入）を主張するものが多い。それに対し、本論文は、2007年の自治体財政健全化法の制定とその後の運用実績や、デトロイト市をはじめとする2008年以降の米国の5つの自治体の財政破綻自治体の財政破綻事例を踏まえたうえで、日米の自治体財政再建制度の比較を行った結果、わが国の地方自治体への債務調整導入論に異議を唱えている。

米国においては、2008年以降の相次ぐ自治体の財政破綻自治体の財政破綻を受け、自治体の財政破綻自治体の財政破綻に関する研究が活発化しており、デトロイト市の事例に関するものを含め、数多くの先行研究が存在するが、特定のテーマに絞った議論にとどまっている。これに対して、本論文では、2008年以降の米国の5つの地方自治体の財政破綻事例を包括的かつ体系的に分析したうえで、地方自治体の財政再建のあり方についての日米の比較制度研究を行っており、本論文が行ったような総括的視点からの研究は米国においても見当たらない。以上の点が、先行研究に比しての本論文の学術的貢献である。

目次と概要

本論文の目次は、次のとおりである。

- 序章 デトロイト市の破綻が意味するもの
- 第一部 自治体の財政破綻をめぐる日米の議論
 - 第1章 日本の自治体の財政破綻法制をめぐる議論
 - 第2章 米国内の自治体の財政破綻をめぐる議論
- 第二部 デトロイト市の破綻と再建プロセス
 - 第3章 財政破綻の背景と破産申請の波紋
 - 第4章 デトロイト市の破産手続き
 - 第5章 破産手続き終了後の再建プロセス
- 第三部 ミシガン州内の地方自治と州の対応
 - 第6章 ミシガン州内の地方自治制度
 - 第7章 州の強権的介入と地方自治の関係
- 第四部 近年の米国自治体の破綻事例
 - 第8章 カリフォルニア州バレーホ市
 - 第9章 カリフォルニア州ストックトン市
 - 第10章 ロードアイランド州セントラルフォールズ市
 - 第11章 アラバマ州ジェファーソン・カウンティ
- 第五部 デトロイト破綻の特徴と日米比較からの教訓
 - 第12章 米国における自治体の財政破綻の背景
 - 第13章 デトロイト市再建プロセスの特徴
 - 第14章 夕張市再建手続きとの比較
 - 第15章 日本への教訓
- 参考文献・参考資料
- あとがき
- 初出一覧
- 索引

すでに紹介した問題意識等を示した序章を除いて、各部の概要は、以下のとおりである。

第一部 自治体の財政破綻をめぐる日米の議論

第一部では、日米における自治体の財政破綻自治体の財政破綻をめぐるこれまでの議論を整理した。

第1章「日本の自治体の財政破綻法制をめぐる議論」では、構造改革の議論の一環としての2003年以降の自治体の財政破綻法制、すなわち地方自治体への債務調整導入に関する先行研究を整理している。その結果、先行研究の多くが、債務調整導入の意義を「市場による規律付け」に見出していることを明らかにしている。すなわち、地方債をはじめとする地方自治体の債務に債務調整を導入すれば、資金の貸し手がデフォルトのリスクをおそれて、個々の地方自治体の財政状況を厳しくチェックするようになり、それが地方債の調達金利等に現れることで地方自治体の財政健全化努力を促すという論理展開である。

政府は、2006年以降、自治体再建法制の見直しを進めるなかで、債務調整導入の是非を検討したが、2007年に制定された自治体財政健全化法に債務調整は盛り込まれず、その後の検討においても導入は見送られた。とはいえ、債務調整導入論を支持する考え方は一部の研究者に根強いものがある。

第2章「米国内の自治体の財政破綻をめぐる議論」では、2008年以降の相次ぐ地方自治体の財政破綻によって活発化している米国の先行研究が整理されている。その結果、米国では、連邦破産法第9章の自治体破産手続きは、債務を削減するだけで財政破綻の原因に対処しないため、財政再建ツールとして有効でないばかりか、弊害が大きいと批判されていることや、「市場による規律付け」の効果についても、懐疑的な見方が示されていることが明らかにされた。

また、州が地方自治体の財政危機に対処する際に、首長・議会の自治権停止を伴う強権的介入を行う場合があり、米国の先行研究では、その是非が重要な論点となっていることが紹介されている。わが国において、国が米国で行われているような強権的介入を地方自治体に対して行うことは考えられず、先行研究ではその点はほとんど取り上げられていないが、財政再建と地方自治の両立は、わが国においても重要な視点である。

第二部 デトロイト市の破綻と再建プロセス

第二部では、米国史上最大の破産自治体となったデトロイト市について詳細な事例研究を行い、その財政破綻の背景と再建プロセスを包括的かつ体系的に分析している。

第3章「財政破綻の背景と破産申請の波紋」では、①人種対立や郊外化の進行等による企業・住民の長期流出、②歴代市長による財政健全化努力の遅れとレガシーコストの増大、③グレート・リセッションの影響による歳入減など、同市の財政破綻の背景が明らかにされている。

次いで、州知事が同市の財政危機を宣言し、州知事が任命したオア緊急事態管理官によって破産申請がなされるまでの経緯と、それに対する関係者の反応を概観している。地方債市場では、全般的には特段の混乱はなかったものの、ミシガン州内の他の地方自治体には、地方債の発行延期を余儀なくされたり、通常よりも高い利率を支払わざるを得なくなったりするなどの影響が生じた。

第4章「デトロイト市の破産手続き」では、①破産適格性の審理・承認、②債務調整計画案の提出、③債権者との交渉と計画案の改訂、④債権者投票の実施、⑤債務調整計画案の審理・承認という、一連の破産手続きの経過を概観したうえで、最終的な成果物である債務調整計画における年金や地方債の扱い、当該計画を承認した連邦破産裁判所の判決のポイントなどが詳述されている。

同市の破産手続きは、他の事例に比較すると1年5か月という異例の短い期間で終了し、年金や一般財源保証債の前例なき債務削減を含め、180億ドル超の債務のうち70億ドル以上を削減する債務調整計画が作成され、財政再建の道筋がつけられた。デトロイト市の財政再建を進めたミシガン州からすれば、市が自力返済不能な巨額の債務と、強制的な債務削減を可能とする連邦破産法第9章の存在とを所与の前提とし、短時間で最大限の「成果」を挙げたと言ってよい。しかし、市の債務削減の裏には同額の債権者の損失があるため、債権者の犠牲によって市が救済されたというのが破産手続きの実態であり本質である。また、市の破綻状態を出発点とすれば、破産申請という選択は合理的であったが、破綻前からの中長期的な観点では、同市の財政破綻を市も州も未然に防止できず債権者に負担を押しつけたことは、モラルハザードと言わざるを得ない。

第5章「破産手続き終了後の再建プロセス」では、破産手続き終了後の状況が確認されている。その後の

再建プロセスは、州が設置した委員会の監視・監督のもとで概ね順調に進んでおり、懸案であった地方債市場への早期復帰は、市が想定していた以上の好条件で実現した。一方、これまでは地方債市場への復帰の困難さが破産申請の抑止力になっていたが、同市が法的先取特権の付与という技術的な対策によって早期復帰を果たしたことは、今後の破産申請のハードルを下げるものであるだけに、地方自治体の放漫財政へのモラルハザードを助長する懸念が残る。

第三部 ミシガン州内の地方自治と州の対応

第三部では、ミシガン州内の地方自治制度を概観するとともに、デトロイト市の再建プロセスに対する州の関与・介入の実態を明らかにし、その両者の関係について考察が試みられている。

第6章「ミシガン州内の地方自治制度」では、同州におけるホームルール（地方自治）を定めた州憲法や州法の内容、同州内の地方自治体や政府形態の種類と概要などを概観したうえで、デトロイト市民が自ら起草・制定した自治憲章の概要とその問題点が示されている。

同州では、比較的古くから州憲法で地方自治体のホームルール権を定めるなど地方自治を尊重してきた一方で、デトロイト市民が自ら起草・制定した自治憲章には市長の意思決定権に対する様々な制約が定められており、それが効率的な行財政運営の妨げとなっていた。

第7章「州の強権的介入と地方自治の関係」では、まず、同州における自治体財政再建法制の変遷過程が確認されている。1990年に制定された地方政府財政責任法が2011年に廃止され、州の介入を強化する地方政府・学区財政説明責任法が制定されたが、緊急事態管理官の権限の強さに反対運動が起り、同法は住民投票で廃止された。しかし、その直後の2012年に、廃止された州法とほぼ同様の権限を有する緊急事態管理官の任命を可能とする地方財政安定・選択法を成立させた。

次いで、変遷する州法に基づいて州が直接または間接に行ったデトロイト市への関与・介入の実態を明らかにしたうえで、州による強権的介入と同州内の地方自治の原則との関係について考察が試みられている。ミシガン州知事が同市の財政危機を宣言し、緊急事態管理官を任命したことにより、市長・議会の権限は停止され、同市の地方自治は停止された。緊急事態管理官には、自治憲章の規定に縛られずに行財政改革を行う権限が付与され、その主導で破産申請が行われ、組織改編、年金改革、ゴミ収集の民間委託など様々な行財政改革が実施された。これらは住民の利益に適うものであったが、そのために市長・議会の自治権が停止され、住民自治の結晶とも言える自治憲章がないがしろにされた。効率的な財政再建と地方自治のバランスが問われている。

第四部 近年の米国自治体の破綻事例

第四部では、デトロイト市の事例と比較する素材として、それぞれ異なる特徴と意義を持つ2008年以降の4つの自治体の財政破綻（破産）の事例研究が行われている。

第8章「カリフォルニア州パレホ市」では、2008年以降の自治体の財政破綻の先駆けであり、破産手続きを通じて労働協約を破棄した同市の事例研究が行われている。この事例では、労働協約の改定により、職員の給与・福利厚生費の高騰を抑制した一方で、年金の削減やレベニュー債等の元本削減には踏み込まなかったことから、根本的な財政再建にはならなかったおそれがある。

第9章「カリフォルニア州ストックトン市」では、破産手続きにおいて地方債よりも年金の保護を優先した同市の事例研究が行われている。この事例では、連邦破産裁判所から年金の削減が可能であるとの判断が示されたにもかかわらず、あえて年金の削減は行わない一方で、リース・レベニュー債については担保価値に応じて元本削減にまで踏み込んだ。

第10章「ロードアイランド州セントラルフォールズ市」では、破産手続きにおいて年金よりも地方債の保護を優先した同市の事例研究が行われている。この事例では、レシーバーを任命して市長・議会の権限を停止するとともに、地方債保有者を保護するための州法を制定するなど、州が迅速かつ積極的な関与・介入を

行った。その結果、一般財源保証債が保護される一方で、年金は大幅に削減されたが、州は別途、年金受給者への支援措置を講じることで一定のバランスを取った。

第11章「アラバマ州ジェファーソン・カウンティ」では、破産手続きを通じてレベニュー債の大幅削減を行った同カウンティの事例研究が示されている。この事例では、下水道債務危機と職業税問題という特異な原因により財政破綻に至り、一般財源保証債等については元本を100%返済する一方で、下水道レベニュー債については大幅な元本削減を行った。

第五部 デトロイト破綻の特徴と日米比較からの教訓

第五部では、2008年以降の5つの自治体の財政破綻（破産）の事例研究を踏まえ、デトロイト市の破綻と再建プロセスの特徴を明らかにしたうえで、同市と夕張市の再建手続き、日米の自治体財政再建制度などを比較し、デトロイト市をはじめとする米国の自治体の財政破綻の経験からわが国が学ぶべき教訓を導き出している。

第12章「米国における自治体の財政破綻の背景」では、近年の5つの事例を素材として、米国における自治体の財政破綻の背景が分析されている。そこには、①起債制限の抜け道の存在、州による早期是正措置の欠如、労働協約締結権の保障や公務員年金の保護などの法制度上の要因、②グレート・リセッションや郊外化の進行などの社会経済的要因、③不適切な債券発行や給与・福利厚生費の高騰、公選職による汚職などの政治行政的要因があるが、デトロイト市については近年の地方自治体の財政破綻の背景となったおおよそすべての要因が該当し、それだけ事態が深刻であり複雑かつ特異な事例であることが明らかにされている。

第13章「デトロイト市再建プロセスの特徴」では、同市の再建プロセスを米国内の過去の事例と比較した結果、①大都市として初めて連邦破産法第9章を活用したこと、②破産手続きにおいて年金や一般財源保証債の前例なき債務削減を実現するとともに、グランド・バーゲンなどの創造的手法を活用したこと、③再建プロセスが異例のスピードで進行した一方で、多額の弁護士等費用や自治権の停止といった代償を支払っていること、などの特徴が明らかにされている。同市の再建プロセスは、2008年以降の自治体破産手続きにおいて蓄積された手法に、前例なき独自の手法を上乗せすることにより、一層の「進化」を遂げたのである。

第14章「夕張市再建手続きとの比較」では、①夕張市とデトロイト市の再建手続き、②わが国とミシガン州の自治体財政再建制度、③日米の年金・医療保険制度などが比較されている。その結果、ミシガン州の制度は、①早期健全化の概念がなく、自治体の財政破綻を未然に防止できていない、②州が関与・介入を開始する基準が不明確である、③財政再建のために地方自治を犠牲にしている、といった問題点がある一方で、わが国の自治体財政健全化法は、①国等の関与が客観的な財政指標に基づいて行われており、②これまで財政健全化団体から財政再生団体へと財政状況を悪化させた地方自治体は存在せず、早期健全化の仕組みが有効に機能している、③財政再建中の団体についても自治権が尊重されている、といった優れた制度であることが明らかにされている。

最終章となる第15章「日本への教訓」では、ここまでの研究・分析結果を踏まえ、日米の自治体財政再建制度の最大の相違点である債務調整導入の是非を中心に、デトロイト市をはじめとする米国の自治体の財政破綻の経験からわが国が学ぶべき教訓への考察が行われている。その結果、①債務調整導入論者が主張する「市場による規律付け」の限界、②民間企業と異なり清算手続きのない地方自治体への債務調整導入の弊害、③自治体の財政破綻に伴う有形・無形の様々なコストの存在などから、わが国においては、債務調整よりも早期健全化と債務完済の徹底や、財政再建と地方自治の両立を図ることの重要性が浮き彫りにされている。

以上のとおり、日米の自治体財政再建制度をその運用の実態を含めて比較した結果、早期健全化と債務完済の徹底を特長とするわが国の自治体財政健全化法が、デトロイト市をはじめとする米国の自治体の財政破綻からの教訓を先取りする形で制定されていると論証される。「市場による規律付け」を求めて債務調整という自治体救済制度を導入すれば、債務完済というこれまでの大原則が崩壊し、自助努力で早期健全化に取

り組むよりも債務調整による救済を受けるインセンティブが働き、早期健全化の仕組みも働かない懸念がある。デトロイト市の事例から学ぶべきことは、債務調整によって生じるさまざまなコストの大きさである。

論文審査結果の要旨

本論文は、デトロイト市の経験を中心に、米国における地方自治体の財政破綻の事例を積み上げ、破綻が生じた背景と経緯について詳細に検討している。そこでは事実関係を単に記述するのではなく、米国における州・地方の財政制度の特性を踏まえたうえで、基本となる考え方や、制度がどのように運用されているかの詳細を掘り起こし、シナリオとして再構成するとともに、その帰結について検証が加えられている。

加えて、本論文は、わが国の地方自治体の財政再建制度のあり方についても検討している。わが国の研究者のなかには、地方自治体の財政破綻に対処する方法として、市場による規律を求める考え方が根強い。ところが、本論文の主張は、デトロイト市等の事例に照らすと、債務調整を認めることが地方自治体のモラルハザードを引き起こす危険性が高いというものである。債務調整を前提としないわが国の現行の自治体財政健全化法に基づく財政再建の仕組みは、デトロイト市などの事例に比較して、むしろ地方自治体にとって厳しい仕組みであり、モラルハザードを抑制しつつ、債務調整に伴うコストを生じさせず、自治権の制限を最小限にとどめるなどの点で、より妥当であることが論証されている。

本論文は、以上のように、米国におけるデトロイト市を中心にそのほかの近年の事例も含めて、地方自治体の財政再建の進め方に関して、その運用例の実態を明らかにすることと、米国流の債務調整の事例を踏まえて、債務調整を前提としないわが国の地方自治体の財政再建の法的枠組みの優位性を論証することとの2つの柱からなっている。それらは、いずれも政策的含意という意味で重要な論点である。

本論文は、学術論文の形式を踏まえて記述されている。多くの先行研究にあたり、それらの学術的成果を踏まえて、新たな学術的貢献を示そうとしている。参考文献の引用や掲載の仕方も学術論文の形式に則ったものである。

また、デトロイトを始め、米国の地方自治体の財政破綻に関する多様な論考や、デトロイト市の債務調整計画等に係る一次資料などの膨大な文書を丁寧に読み解いたうえで、事実関係を単純に羅列するのではなく、それを体系的に編集して、いくつかのシナリオを引き出している。代表的なものでは、米国の自治体の財政破綻の制度の運用が近年どのように進化しているか、デトロイトの財政破綻処理を実現した背景とその推進力、異例ともいえる早期に決着した要因とそのことの功罪はなにか、さらには夕張市の事例に照らすとわが国で債務調整を実施した場合、そのコストが膨大なものとなること、などである。そこから引き出された知見はきわめて価値の高いものである。

本論文は、400頁を超える大著であり、引用した資料や関連文献の多さを踏まえると、地方自治体の財政再建制度のあり方を研究するうえで、今後、必読の文献と位置づけられるであろう。地方財政研究における資料的な価値が高く、学術的財産ともいえるものである。

以下、特に、本論文の中心的主張の内容について論評する。本論文では米国の地方自治体の財政破綻としてデトロイト市の事例とそれに先立つ2008年以降の4つの地方自治体の財政破綻事例を比較し、同市の事例の特徴を分析している。そこで明らかにされていることは、ミシガン州が地方自治体の自治権を尊重する憲法規定を持っていたことが、市長の裁量権を制約することとなり、それが市の効率的な財政運営を妨げる遠因になっていたこと、州が地方自治体の財政健全化を促す法的な規制を設けていたにもかかわらず、そこに抜け穴が多く、そのことでデトロイト市における財政悪化の歯止めを効かなくしていたことや、デトロイト市の経済発展と衰退の歴史的経緯に基づく独特の政治的背景が、デトロイト市の財政破綻の原因となったことなどである。また、デトロイト市の財政再建にあたっては、大幅な債権カットを伴う債務調整を断行する

ために、州が強権を発動して、それを可能にする財政再建の枠組みを形成し運営した。そのことが成功したのは、州知事自身や、州知事が任命してデトロイト市に派遣した緊急事態管理官、および全体の進行役となった連邦破産裁判所の判事等の属人的な働きによるところが多く、迅速な債務調整案の作成によって早期に再生を果たすことが最優先されたという経緯があったことが浮き彫りにされている。

その反面、多くの債権者の利益が損なわれ、自治権の侵害といえるほど強権が発動されたことの問題点、さらにはデトロイト市と債権者の双方がそれぞれ多額の弁護士費用を支払ったこと等を含めると、財政再建のために多大なコストが発生している。また、デトロイト市の再生プロセスに連邦破産裁判所が従来のフェデラリズムの考え方を越えて、積極的に関与したことの意義と疑問点も、本論文が指摘する重要事項である。

このように、デトロイト市の財政再建が、米国の地方自治体の財政破綻の事例では最大規模の都市であったことにとどまらず、再生プロセスや債務調整案の内容が特徴的であったことを、本論文は明らかにした。米国においてもデトロイト市の財政再建に関して、多くの論考が発表されているが、いずれも再生プロセスの一部に関する、どちらかといえば技術的な分析が中心であって、本論文のように、再生プロセス全体を俯瞰して、地方自治体の財政再建制度の運営のあり方を検討した論考は、米国においてもほとんど見られない。

一方、本論文は、わが国の学会において支持されがちな、債務調整を積極的に導入して、市場による財政規律を促すことをよしとする考え方に対して、デトロイト市等の事例をもとに、真っ向から異を唱えたものである。米国の地方自治制度では、フェデラリズムの伝統が強く、連邦による州や州内自治体への関与が限定されていることが、わが国との違いである。そのこともあって、地方自治制度に対する制度インフラの強度が全体として十分でなく、わが国のように地方自治体の財政悪化を事前に食い止める事前統制を働かせようとしても、制度的基盤が脆弱であって果たし得ない。これまで、地方自治体の財政破綻に対して債務調整を適用した例が多数あるのは、それ自体が望ましいからというのではなく、最終的にはそれしか方法がないということであろう。本論文は、債務調整を導入することで、地方自治の侵害と多大なコストが発生することに鑑みれば、現実の事例研究に照らすと、わが国に自治体財政健全化法のような債務調整なしに、一定の自治権を留保しながら財政再建を進める仕組みの優位性は揺るがないと主張している。

そのことは、自治体財政健全化法において、制度創設以来の唯一の財政再生団体である夕張市の再生プロセスや、その後の自治体財政健全化法の運用を見ても明らかであるとしている。地方自治体の財政規律をないがしろにするモラルハザードという点でも、むしろ米国のように債務調整を導入した場合の方が深刻になることが指摘されている。

以上のことから、市場による規律付けよりも制度による規律付けの方が有効であり、債務調整に伴うさまざまなコストの膨大さや、地方自治の確保という点からも効果的であることが立証されている。早期健全化と債務完済の徹底を特長とするわが国の自治体財政健全化法は、米国の地方自治体の財政破綻の教訓を先取りした内容であると評価されている。

当審査委員会は、このような本論文の内容やその主張に対して、厳格に査読した上で、論文内容に関する口頭試問を実施した。さまざまな質問に対して、申請者はいずれも明解な回答を行い。それらは満足すべきものであった。

審査のなかで、本論文の検証は具体的であり客観的な分析が行われているものの、その結果を強化するために、記述統計以外にも、統計的手法に基づく数量分析があればなお評価が高いのではないかという意見があった。また、デトロイト市の破たん事例について、債務を中心に分析されている反面で、財政運営全体に対する目配りが不十分ではないかという指摘もあった。ほかにも、債務調整の導入を否定する論理展開を行う際に、夕張市の事例に関して、もう少し突き放した視点で論評すべきではないかという意見もあった。しかしながら、それらの指摘は、今後の申請者の研究活動において十分対応できるものであり、申請論文の学術的な価値を損なうものではない。

本論文は、既刊書としていくつかの書評を受けているが、複数の大学教員の評者によっていずれも高い評価が与えられている。また、日本地方財政学会が設けている学会賞である佐藤賞が、2018年度に本論文に対して授与されている。申請者は、現在は地方公務員の職にあるが、今後も、学会等を通じて研究活動を継続する意思を示している。

以上の諸点を踏まえて、申請者が、本学学位規程第14条に記載される「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する」ことを確認することができた。以上により、当審査委員会は委員の全会一致をもって、本論文提出者の犬丸淳氏が博士(経済学)を授与されるに足る十分な資格を有するものと認めるものである。